

# 企 画 提 案 仕 様 書

## 1 業務名 令和7年度外来種策事業委託業務（哺乳類対策）

## 2 業務目的

県内においては、既に様々な外来種が侵入し、一部定着が確認されている。それらの状況を踏まえ、令和元年度までに、「沖縄県外来種対策指針」（以下「指針」という。）、「沖縄県対策外来種リスト」（以下「リスト」という。）及び「沖縄県外来種対策行動計画」（以下「行動計画」という。）並びに「沖縄県希少野生動植物保護条例」（以下「条例」という。）を策定し、本県の外來種対策を推進しているところである。

本業務は、本県の生態系を保全するため、指針やリスト、行動計画、条例に基づき、外来種（哺乳類）への対策を実施するものである。

## 3 業務期間

令和7年度～令和9年度（約3年間）

ただし、令和8年度及び令和9年度の委託業務については、前年度実績をもとに判断する。また、県議会での令和8年度及び令和9年度の沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としており、3年間の事業を保証するものではない。

令和7年度の履行期間は、契約を締結した日から令和8年3月31日までとする。

## 4 業務内容

### (1) 業務実施計画書等の作成

業務目的を達成するため沖縄県環境部自然保護課（以下「県」という。）と協議の上、業務実施計画書及び安全管理計画書を作成すること。

### (2) ニホンイタチの防除等

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくニホンイタチ防除計画」（以下「イタチ防除計画」という。）に定められた防除目標の達成のため、わな等による捕獲及び排除を行う。

#### ア 防除実施地域

イタチ防除計画に基づき、宮古島市下地島及び伊良部島において防除を実施すること。

#### イ 捕獲及びわな設置作業

##### (ア) 捕獲手段等

使用するわなは、主に踏み板式わな及び生け捕り式カゴわなとし、状況によりソフトキャッチ及び筒式わな、A24などの併用を検討すること。誘引餌は、誘引効果及び持続効果が確認されているものを使用すること。わなについては、定期的な管理を行い、生け捕り式カゴわなには黒色の遮蔽布を装着する等捕獲効率の向上及び混獲防止対策に努めること。捕獲作業による在来種に対する影響を最小限とするため、生け捕り式カゴわな等を使用する場合は、原則一日一回、わなの巡回を行い、混獲防止を図ること。

ニホンイタチ以外の鳥獣が捕獲された場合は、種を同定し、写真撮影後その場で放出するなど、適正に対応する（ネコが捕獲された場合は市に連絡する等の対応をすること。外来種が捕獲された場合は、安楽死処置等適正に処理すること。（ヤエヤマセマルハコガメが捕獲された場合は、文化財保護法に基づき適切に対応すること。）

##### (イ) わなの捕獲努力量

わなによる年間捕獲努力量（TD）は、下地島において50,000わな日以上、伊良部島においては100,000わな日以上とすること。（生け捕り式カゴわな及びソフトキャッチは1回の点検で「1わな日」、踏み板式わなは1回の点検で「8わな日」とする。）

##### (ウ) 捕獲わなの設置

わなの設置間隔は、防除実施地域において250 mメッシュあたり2～3台を基準とし、合

計 1,500 台以上設置するとともに、設置台数の増加に努めるものとする。わなの設置間隔は 50 m～100 m 程度とする。設置位置等の詳細については、県と協議の上で決定すること。

ニホンイタチの計画的な防除を実施するため、ハーベストベースドモデル等による個体数推計調査を実施すること。

(カ) 希少種調査

ニホンイタチの防除の成果を図るため、防除実施地域において捕食の影響を受けていると思われる希少種の生息状況調査を実施する。対象種は、ミヤコカナヘビ、キシノウエトカゲ、サキシマキノボリトカゲ、サキシマスベトカゲ、ミヤコヒメヘビ等とし、夏季及び秋季に各 1 回、調査を行う。調査法や調査エリア等については、専門家等の意見を踏まえ、県と協議の上で決定すること。

(3) ノヤギの捕獲等実施

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくノヤギ防除計画」（以下「ノヤギ防除計画」という。）に定められた防除目標の達成のため、わな等による捕獲及び排除を行うこと。

ア 防除実施地域

ノヤギ防除計画に基づき、沖縄島北部及び西表島において実施する。詳細については、本仕様書及び県の指示に従うこと。

イ 防除・モニタリング調査等

(ア) 防除等

防除実施地域において、それぞれ年間 45 日程度、主にくくりわなを用いた生体捕獲を行い、その他、適宜、囲いわなや銃器等を用いて捕獲すること。また、防除を行う地域の猟友会と連携した捕獲の実施を検討すること。

捕獲作業による在来種に対する影響を最低限に止めるため、原則一日一回、わなの巡回を行い、混獲対策を講じることとするが、無線捕獲通報システムの活用等により、わな見回り回数を低減してもよいこととする。

ノヤギ以外の鳥獣が捕獲された場合は、原則放鳥獣し、作業員に危険が及ぶおそれがある場合は止め刺しするなど、適正に対応すること。また、希少種の混獲を防ぐため、わなの作動重量を適正に調整すること。

わなには、実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めるものとする。

(イ) モニタリング調査

自動撮影カメラやドローンによるノヤギのモニタリングを実施すること。調査メッシュや設置台数は県と協議し決定すること。

(ウ) 生態調査

ノヤギの行動圏や移動ルートなど不明な点が多いため、GPS 電波発信機等を用いた生態調査を実施すること。

(4) 防除及び管理体制

ア 管理技術者は、哺乳類・鳥類に関する生態学分野等において大学院を修了した者、もしくは、ニホンイタチ等の外来哺乳類の防除事業に技術者として従事した実績（3年以上）を有する者を 1 名以上配置すること。

イ 作業従事者については、これまで野生動物の捕獲事業に従事した経験のある者を雇用するとともに、在来希少野生動物の混獲防止及び安全対策のための知識と技術の習得のための講習を行うものとする。

ウ 作業従事者の管理・指導、関係機関や地元住民との調整、データ管理等のために監督員を配置すること。

エ 作業従事者の中でリーダーを選出すること。リーダーは、各班の統率及びデータのチェックを行い、監督員に報告すること。監督員は、これらのデータを適切に処理し、適宜県に報告すること。

オ 監督員は、防除作業を効率的に進めるために、作業員への指導、技術力の向上、効率的な捕獲やモニタリング法の開発や導入試験、現場ミーティングの資料作成なども同時に行うこととする。また、必要に応じて、全体ミーティングを行い、作業状況の情報を共有し、作業従事者と監督員が意見交換を行う場を設けること。

カ 台風の接近等野外での作業実施が極めて危険（警報発令等）と考えられる場合は、担当職員と協議の上、作業を中止するものとする。

キ 安全管理については十分に留意し、年1回以上の安全講習会を実施する。

(5) 防除状況等報告

2か月に1回、防除状況等を県に報告すること。また、防除業務等を改善する必要が生じた場合も協議するものとし、管理技術者は全ての協議に原則参加すること。

(6) 他の外来哺乳類の緊急防除

リストに定める重点予防種や生態系への影響が大きい哺乳類の侵入・定着が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえて県と協議し、必要に応じて緊急的な防除や調査を行うものとする。

(7) データの集計・解析等

捕獲状況、分布密度及び捕獲効率について、以下のことを考慮して分析するとともにその結果について評価すること。

データの分析にあたっては、沖縄県の実施した過去のデータ等と比較検討すること。

ア 捕獲努力量、捕獲数、捕獲効率等の基本的事項を区域単位等で取りまとめること。

イ 捕獲個体の変化、生息密度変化、わな設置位置と捕獲数の関連等の検討を行い、課題点を抽出するとともに捕獲手法に反映させ、捕獲事業全般を取りまとめること。

(8) 作業部会等の設置・運営

作業部会

哺乳類の防除にあたっては、5名程度の専門家を含めた作業部会を年2回以上開催して検討するものとする。

なお、作業部会委員の人選については、県と協議の上、決定すること。

また、別途設置される外来種対策事業検討委員会において、本事業の実施状況を報告すること。

(9) 普及啓発

ア 本事業の成果については、可能な限り学会等で成果を公表すること。

イ 環境フェア等の環境に関するイベントにおける出展やパネル展示等において、一般向けの普及啓発も積極的に行うこと。

ウ 上記環境フェアやイベント等に使用が可能な資料等を作成すること。

また、具体的な内容については、県と協議の上で行うこと。

(10) その他

ア 捕獲手法の改良等

新たに得られた知見や技術等があった場合は、捕獲手法改良を行うものとするが、実施にあたっては県と十分協議すること。

イ 回収、処分方法及び記録

捕獲した個体は、捕獲場所、性別、発育段階及び生体計測値、写真等を用いて記録後、適正に処理するものとする。

捕獲したノヤギについては、化製場法に基づき適正処理すること。ノヤギを生体捕獲した場合は、と畜場法に基づき適正に処理ができる者への譲渡に努めること。

ウ 住民への周知

地域住民に対して業務実施前に業務内容等について周知を行う等十分配慮するとともに、捕獲作業実施期間中は、常時身分証を携帯するものとする。

(11) 自由提案

その他、本事業の目的を達成するために必要と思われる取組を自主提案すること。

## 5 業務実施結果の取りまとめ

上記4の業務実施結果について取りまとめること。

## 6 再委託について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い当区別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

### (2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

## 7 留意事項（業務実施に必要な事項）

(1) 土地への立ち入り等、捕獲等実施に関して必要な調整・手続きを行うものとする。

(2) わなには、実施主体者、連絡先などの標識を取り付け、事故防止に努めるものとする。

(3) 捕獲等の実施にあたって使用する捕獲器（わな）等の消耗品については、適正に管理するものとし、使用不能になったものについては、速やかに回収し、修繕・廃棄等を行うこと。また、業務期間終了後は、県と協議の上、沖縄県へ返却すること。

(4) 事業実施にあたって、備品（10万円以上の物品）及び1万円以上の図書を購入する場合は、事前に県と協議するものとする。また、納品日から10日以内に、県に購入報告を行うものとする。

(5) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。

(6) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

(7) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(8) 県と協議の上、業務を実施するものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではない。

## 8 成果物

成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

(1) 保存用報告書（A4版、カラー印刷） 2部

(2) 公開用報告書（A4版、カラー印刷） 10部

(3) 原稿一式（電子媒体）

格納媒体は、CD-RやDVD等とし、以下の扱いによるものとする。

なお、成果物等には業務年度及び事業名称を格納ケース及び格納媒体に必ずラベルにより付記すること。

- ア OSはMicrosoft社Windows10形式で表示可能とする。
- イ 格納する成果物は、以下のソフトで作成されたものとする。
  - (ア) 文字は、ワープロソフト（Microsoft社Word2008以上）で作成されたものとする。
  - (イ) 計算表は、表計算ソフト（Microsoft社Excel2008以上）で作成されたものとする。
  - (ウ) 画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。
  - (エ) GISは、Arc View 10.2（Environmental Systems Research Institute社）を用いるものとする。
- ウ 上記イの原稿一式に加え、以下も成果物として加えること。
  - (ア) PDFファイル形式としたもの。
  - (イ) 写真やイラスト等の画像部分を、GIFやJPEG等のファイル形式としてまとめたもの。
  - (ウ) 業務実施に伴って得た写真、動画、位置情報をファイル形式としてまとめたもの。
- エ 成果報告書を取りまとめる際には、事前に内容について県と協議すること。また、保存用報告書及び公開用報告書については、必要に応じて捕獲個体の写真及び捕獲場所の位置情報（Excelデータでの一覧表等）を掲載すること。

## 9 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 経費の積算において、一般管理費は、  
（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100）以内とする。
- (2) 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
- (3) 受託者独自の規定又は業種特有の理由等により上記(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。